JFA アカデミー今治招致委員会 規約

(目的)

第1条「今治市立上朝小学校」及び「桜井海浜ふれあい広場サッカー場」におけるサッカーによる真の国際人として社会をリードする人材育成をめざす「JFA アカデミー今治」の設立にあたっての課題を検討し、招致の為の準備を進めることを目的に、JFA アカデミー今治招致委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、JFA アカデミー今治の招致に係る次に掲げる事項を検討する。
 - (1) JFA アカデミー今治の運営招致に関すること
 - (2) 宿泊施設整備・運営に関すること
 - (3) 行政機関及び教育機関及び施設運営管理機関との連携・支援に関すること
 - (4) 愛媛県サッカー協会との連携・支援に関すること

(組織)

- 第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員会は会長を置き、会長は今治市長をもって充てる。

(会長の職務等)

- 第4条 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 2 会長が欠席の場合は、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 3 委員が出席できない場合は、委員が推薦する者を代理委員として認めて委員会を実施 することができる。

(調整部会)

- 第6条 JFA アカデミー今治の設立に関する事項を調整するため、必要に応じて JFA アカデミー今治招致委員会調整部会(以下、「調整部会」という。)を開催するものとする。
- 2 調整部会は、施設整備・運営部会と教育部会とし、調整事項は別表2に掲げる内容とする。
- 3 調整部会は、別表3に掲げる団体の出席者をもって構成する。

(事務局)

第7条 事務局は、体育振興課に置き、運営については今治サッカー協会及び特定非営利活動法人しまなみスポーツクラブ事務局が共同して行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会及び調整部会の運営に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この規約は、第1回委員会開催の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

会長 菅 良二 (今治市長)

副会長 長野和幸(今治市副市長)

高橋実樹 (今治市教育長)

豊島吉博 (一般社団法人愛媛県サッカー協会会長)

井本雅之(今治サッカー協会会長)

村上 康(特定非営利活動法人しまなみスポーツクラブ理事長)

委員 丹下隆志(今治市教育委員会事務局長)

渡邊 徹(今治市総務部次長 総務調整課長)

岡本昌三(今治市財務部次長 管財課長)

水谷元寬(今治市朝倉支所長)

越智 誠(今治市教育委員会事務局次長 学校教育課長)

一色剛司(今治市教育委員会事務局 総務課長)

宮田 悟(今治市教育委員会事務局 体育振興課長)

金本圭介(今治市立朝倉中学校校長)

加藤 学(一般社団法人愛媛県サッカー協会副会長)

兵頭龍哉 (一般社団法人愛媛県サッカー協会 専務理事)

森 達正(一般社団法人愛媛県サッカー協会 常務理事)

長井秀樹(今治サッカー協会 理事長)

金山義彦(特定非営利活動法人しまなみスポーツクラブ 統括責任者)

事務局 今治市教育委員会事務局体育振興課

別表2 (第6条第2項関係)

施設整備 • 運営部会

- ・宿泊施設の整備・運営に関すること
- ・JFA アカデミー今治の運営に関すること
- ・桜井海浜ふれあい広場サッカー場の施設利用に関すること
- ・その他施設整備・運営に関すること

教育部会

- ・教育課程に関すること
- ・教育活動に関すること
- 学校に関すること
- ・その他教育に関すること

別表3 (第6条第3項関係)

今治市

今治市教育委員会事務局

今治サッカー協会

特定非営利活動法人しまなみスポーツクラブ

公益財団法人日本サッカー協会 女子部